

一般社団法人坂井市観光連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人坂井市観光連盟と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を福井県坂井市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、坂井市観光の中核機能を担い、関係機関・団体・企業・地域の知恵と資源を結集し、顧客満足度の高い観光事業の充実・振興を図り、経済の発展、自然環境への洞察並びに坂井市民の生活・文化の向上など地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、来訪者に対する滞在及び回遊を通じての満足感の提供、観光事業が持つ多角的産業連動の推進を基軸に、次の事業を行う。

- (1) 坂井市域の観光戦略の企画及び推進
- (2) 旅行業法に基づく旅行業
- (3) 観光地の宣伝紹介並びに観光客の誘致
- (4) 観光に関する情報資料の収集並びに提供及び出版物の発行
- (5) 観光資源等を活用した質の高い商品・サービスの開発並びに提供
- (6) 観光産業に携る人材の育成
- (7) 地域観光活動の推進
- (8) 公共交通体系の対応
- (9) 観光団体及び関係団体との連携
- (10) 観光事業に係る調査研究
- (11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した次の者を社員とする。

- (1) 坂井市及び坂井市内観光団体
- (2) 観光事業に関係を有する団体及び法人又は個人
- (3) 連盟の趣旨に賛同する団体及び法人又は個人

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入

しなければならない。

3 既に納入された会費は、返還しないものとする。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、その旨を書面にて1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理

事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、理事会が臨時総会の開催を必要と認めたとき、社員の5分の1以上、又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に開催しなければならない。

3 総会の招集は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催の10日前までに社員に通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、その総会において、出席社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し出席した当該社員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(書面表決等)

第19条 止むを得ない理由のため総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の社員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとする。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 会議の目的である事項、日時及び場所
- (2) 社員の総数
- (3) 出席社員の総数及び委任状の数
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上25名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事、7名以内を副代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨

げない。

2 理事は、互選により、代表理事、副代表理事を選任し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第21条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の決議によって解任することができる。ただし、その理事及び監事に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第27条 (削除)

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

(顧問)

第30条 当法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会に諮って会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 顧問は、当法人の業務に関し、会長の諮問に応じ、意見を述べるることができる。

(参与)

第31条 当法人に参与を置くことができる。

2 参与は、理事会に諮って会長が委嘱し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 参与は、当法人の業務に関し、会長の諮問に応じ、意見を述べるることができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事・副代表理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に

報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 代表理事及び出席した監事並びにその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 委員会

(委員会)

第40条 会長は、当法人の事業の円滑な運営を図るため、各種委員会を置くことができる。

2 各種委員会における委員は、会長が社員および学識経験者のなかから選任し、委嘱する。

3 会長は、前項以外に会長が必要とする者を、各種委員会における委員として委嘱することが出来る。

4 各種委員会における委員に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

第7章 基金

(基金の拠出等)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 資産及び計算

(資産の構成)

第42条 連盟の資産は、会費、補助金、事業負担金およびその他の収入をもって構成する。

(資産の管理)

第43条 連盟の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第44条 連盟の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、会長が作

成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算の成立しないときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出となる。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、定時社員総会の10日前までに監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第49条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(事務局)

第50条 当法人に事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会における総社員の半数以上であ

って、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 当法人は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 附則

(最初の事業年度)

第54条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第55条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

(以下、設立時理事及び監事名簿 略)

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第56条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

(以下、設立時社員名簿 略)

(法令の準拠)

第57条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人坂井市観光連盟を設立するため、発起人の定款作成代理人である司法書士 木村昌弘は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成27年2月10日

(以下、発起人及び定款作成代理人名簿 略)

以上は、現行の一般社団法人坂井市観光連盟の定款に相違ありません。

平成29年6月1日

福井県坂井市三国町安島64号1番地166
一般社団法人坂井市観光連盟
代表理事 大和久米人